

身体障害者手帳等をお持ちの方へ



自動車税の **減免申請** はお済みですか？

●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

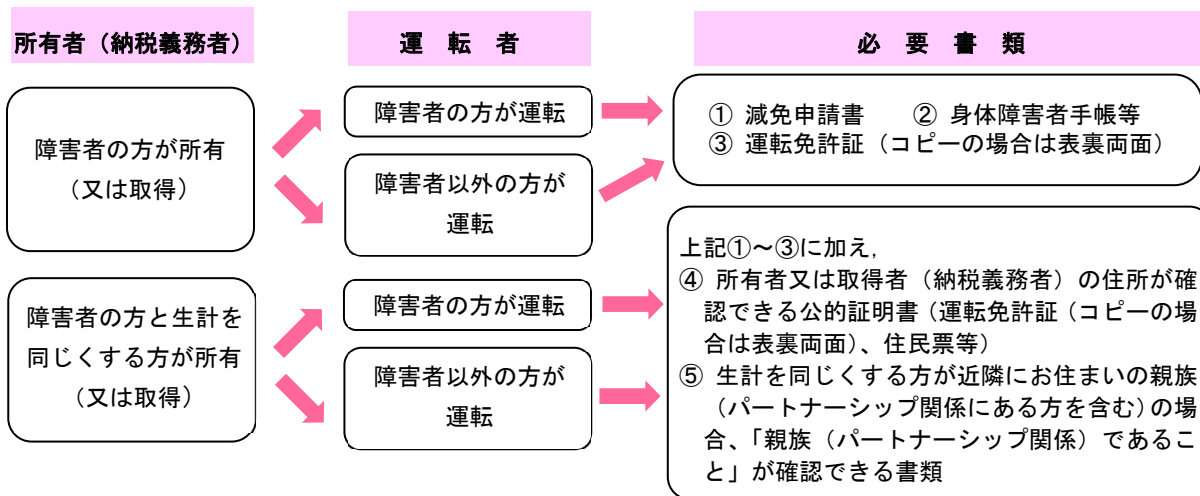
※「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居し生活を共にしている方」や「障害者の住所地の近隣（2km以内）にお住まいの親族の方（パートナーシップ関係にある方を含む）」をいいます。

●申請方法

減免申請書に以下の必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所のいずれかへ申請してください。

●減免額

上限額 45,000 円（年額）まで



※マイナ免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみをお持ちの場合は主税局HPで必要書類をご確認ください。

<申請期限> 納期限（令和8年6月1日（月））

*新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く。）